

犯罪被害者等が刑事裁判に直接関与することのできる制度（諮問事項第四）に関する資料

1 「犯罪被害者等が刑事裁判に直接関与することのできる制度」を検討するに当たり、 刑事裁判における犯罪被害者等の地位や関与の在り方について、どのように考えるか。

例えば、次のような考え方があり得るのではないか。

- 犯罪被害者等が加害者の処罰を求める権利を行使するために、検察官とは別個独立に、一定の訴訟活動を行うという考え方
- 「犯罪被害者等は、個人の尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい処遇を保障される権利を有する」ことを踏まえ、「事件の当事者」としての特別の地位に基づいて、一定の関与を行うという考え方
- 「事件の当事者」としての立場から、被害に関する心情を中心とする意見を主体的に陳述することにより、刑事裁判に関与するという考え方

2 「犯罪被害者等が刑事裁判に直接関与することのできる制度」を検討するに当たり、 考慮すべき点として、どのようなものがあるか。

例えば、次のような点があるのではないか。

- 国家が犯人を訴追し、刑罰を科すという、現行法の原則との関係
- 事案の真相の解明という刑事裁判の基本的目的との関係
- 犯罪被害者等の権利・利益との関係
- 被告人の権利・利益との関係
- 証人等の負担との関係
- 迅速な裁判の要請との関係
- 裁判員制度との関係

3 具体的にどのような関与を行うことができるものとするか。

例えば、次のような関与を行うことができるものとすることが考えられる。

A：検察官とは別個独立の訴訟当事者の立場で、自らが望む処罰を求めて、訴因の設定、事実に関する主張・立証及び上訴を行うことができるものとする。

B：検察官とは別個独立に、検察官が設定した訴因を前提として、事実に関する主張・立証を行うことができるものとする。

C：刑事裁判に出席し、検察官の事実に関する主張・立証の範囲において、「事件の当事者」としての立場で、一定の訴訟活動を行うことができるものとする。

D：刑事裁判に出席することができるものとする。

※ 現行法上、検察官、被告人又は弁護人の行う主な訴訟活動は、別紙「検察官、被告人又は弁護人の主な訴訟活動」のとおりである。

※ 現行法上、犯罪被害者等が刑事裁判に関与するものとしては、①意見陳述（刑事訴訟法第292条の2）及び②証人としての証言（刑事訴訟法第143条）がある。

検察官，被告人又は弁護人の主な訴訟活動

※括弧内の条文は，特に断らない限り刑事訴訟法

訴訟活動の種類	当該訴訟活動を行う者
公判前整理手続への出頭	検察官，弁護人（３１６条の７） 被告人（３１６条の９）
期日間整理手続への出頭	公判前整理手続の規定を準用（３１６条の２８）
公判廷への出席	検察官（２８２条２項）
公判廷への出頭・在廷	被告人（２８３条～２８８条） 弁護人（２８９条）
忌避	検察官，被告人又は弁護人（２１条）
訴因又は罰条の変更等の請求	検察官（３１２条１項）
冒頭陳述	検察官（２９６条） 被告人又は弁護人（刑事訴訟規則１９８条）
証拠調べの請求	検察官，被告人又は弁護人（２９８条）
証拠とすることへの同意	検察官，被告人（３２６条） ※弁護人も被告人の明示の意思に反しない限り可
証拠調べの範囲，順序及び方法に関する意見	検察官，被告人又は弁護人（２９７条）
証拠調べに対する異議	検察官，被告人又は弁護人（３０９条１項）
裁判長の処分に対する異議	検察官，被告人又は弁護人（３０９条２項）
証人等の尋問	検察官，被告人又は弁護人（３０４条２項）
被告人への質問	検察官，弁護人，共同被告人又はその弁護人（３１１条３項）
論告	検察官（２９３条）
最終弁論・陳述	被告人，弁護人（２９３条，刑事訴訟規則 ２１１条）
上訴	検察官，被告人（３５１条） 原審における弁護人（３５５条）